

指定出資法人への人的関与の再点検 個別ヒアリング評価結果概要（案）

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	【前回審議会意見】 府関係者が就任する必要性	【部局説明ポイント】 取り組むべき課題と 対象役員の職務との関連性	評価項目						意見とりまとめ（案）	
					取り組むべき課題		法人課題と対象役員の職務との関連性		総合：関与の必要性			
					重要性	（委員からの意見）	関連性	（委員からの意見）	必要性	（委員からの意見）	必要性	ポストごとの審議会意見
1 ・ 2 ・ 3	公益財団法人 大阪府都市整備 推進センター  (R2.4.1)	理事長 (常勤)	【（公財）大阪府都市整備推進センター 理事長（常勤）】 《人的関与の必要性が認められる》  令和2年4月より大阪府タウン管理財団と統合し、大阪府域全体のまちづくり推進支援と関連施設の管理等を一体的に運営していくためには、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを進めていく必要がある。そのため府関係者が、適切な役割分担のもと、役員に就任する必要性が認められる。	【取り組むべき課題】  ○法人統合によるメリットを最大限活かし、より一層支援を拡充していくことで、府域が抱える都市的課題の解決に貢献する。  ○中期経営計画（令和3年7月策定）の着実な実施 ・公益目的事業…土地区画整理事業等支援業務、密集市街地まちづくり活動支援業務、環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）、市町村道路施設点検等支援業務、大阪北摂霊園事業等 ・その他事業…近隣センターの引継ぎ、河川敷の環境保全、魅力向上事業等 ・収益事業等…所有資産の有効活用、正味財産の維持等	A- ・ [A] ・ B- ・ [B] ・ C- ・ [C] ・ D- ・ [D] ・	A- ・ [A] ・ B- ・ [B] ・ C- ・ [C] ・ D- ・ [D] ・	認- ・ 条- ・ 不可- ・	【認められる】 ・ 【条件付きで認められる】 ・ 【認められない】 ・	認 ・ 条 ・ 不可			
		常務理事 (常勤)	【（公財）大阪府都市整備推進センター 常務理事（常勤）、常務理事（常勤）（タウン事業本部担当）】 《人的関与の必要性が条件付きで認められる》  令和2年4月より大阪府タウン管理財団と統合し、大阪府域全体のまちづくり推進支援と関連施設の管理等を一体的に運営していくためには、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを進めていく必要がある。そのため府関係者が、適切な役割分担のもと、役員に就任する必要性が認められる。  なお、常務理事については、法人統合に伴い、それぞれ旧法人の事業責任者として、引継ぎ事業等の特性を踏まえた府の関与の必要性も認められるが、事業の進捗状況により、役員の人件・配置形態・役割分担については今後検討していく必要がある。	【法人課題と対象役員の職務との関連性】  【理事長（常勤）、常務理事（常勤）】 ○法人全体のマネジメント（組織、人事、予算、決算、事業執行等に関する決定） ○中期経営計画の策定・変更に関する決定、実施 ○毎年度の経営目標の設定、経営評価の実施 ○公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導 ※これら事項等について、重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務理事が対応。	A- ・ [A] ・ B- ・ [B] ・ C- ・ [C] ・ D- ・ [D] ・	A- ・ [A] ・ B- ・ [B] ・ C- ・ [C] ・ D- ・ [D] ・	認- ・ 条- ・ 不可- ・	【認められる】 ・ 【条件付きで認められる】 ・ 【認められない】 ・	認 ・ 条 ・ 不可			
		常務理事 (タウン事業本部担当) (常勤)	【（公財）大阪府都市整備推進センター 常務理事（常勤）、常務理事（常勤）（タウン事業本部担当）】 《人的関与の必要性が条件付きで認められる》  令和2年4月より大阪府タウン管理財団と統合し、大阪府域全体のまちづくり推進支援と関連施設の管理等を一体的に運営していくためには、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを進めていく必要がある。そのため府関係者が、適切な役割分担のもと、役員に就任する必要性が認められる。  なお、常務理事については、法人統合に伴い、それぞれ旧法人の事業責任者として、引継ぎ事業等の特性を踏まえた府の関与の必要性も認められるが、事業の進捗状況により、役員の人件・配置形態・役割分担については今後検討していく必要がある。	【常務理事（兼タウン事業本部長）（常勤）】 ○法人全体のマネジメント（組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定） ○中期経営計画の策定・変更に関する決定 ○各年度の経営目標の設定 ○千里地区所管資産の処理等に向けた関係者協議・調整 ・近隣センター（豊中市域3箇所、吹田市域5箇所）の引継ぎ ・千里北地区センターの再開に伴う諸課題に係る検討、関係者との協議・調整 大規模地権者としての権利変更方針・意見反映方策 整理も含めた千里北センター(株)の今後のあり方再開後の所有資産による収益確保策 など ○泉北地区の近隣センター（堺市域2箇所）の引継ぎ ○北摂霊園事業の安定的な経営に向けた関係者との協議・調整等	A- ・ [A] ・ B- ・ [B] ・ C- ・ [C] ・ D- ・ [D] ・	A- ・ [A] ・ B- ・ [B] ・ C- ・ [C] ・ D- ・ [D] ・	認- ・ 条- ・ 不可- ・	【認められる】 ・ 【条件付きで認められる】 ・ 【認められない】 ・	認 ・ 条 ・ 不可			